

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例（案）についての意見募集（パブリックコメント）結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する市の考え方を公表します。

■ パブリックコメントの結果

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）についてパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。

- 1 募集期間 令和7年6月16日（月曜日）から7月15日（火曜日）まで
- 2 提出人数 1名
- 3 意見総数 6件
- 4 公表場所

交通政策課、行政情報資料室（市役所本庁舎1階）、各行政サービスセンター、生涯学習センターアピスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、我孫子市民図書館湖北分館及び布佐分館、各近隣センター、我孫子市ホームページ

- 5 意見公募した内容

我孫子市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）
（ホームページ参照）

- 6 意見と意見に対する市の考え方

整理 番号	提出された意見		意見に対する市の考え方
1-1	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「負担額の決定にあたっては、市民に納得の得られる合理性や透明性を確保する必要があるため、まず受益（サービス）に係る費用（コスト）を原価計算方式により具体的に算出し、これを負担額算出の根拠とします」との記載がある。 今回の改正に当たり算出したコストを、駐輪場、種別、位置、使用者区分ごとに、その算出過程と併せて明らかにすべきである。 特に、我孫子駅北口の使用料は1,000円前後の引き上げであるのに対して、我孫子駅南口第3の使	改正に当たり算出したコスト及びその過程については別添資料のとおりです。 算定基礎額を現在の物価や実績で再計算し、算定基礎額から、目標とする受益者負担率（75%）、駐輪場の階層（1階・上階、地下）や施設環境（自転車ラックの上段、下段）考慮した緩和率（100～40%）を乗じて使用料を算出しました。 なお、途中解約時に使用料を返

		用料はその約3倍の3,000円の引き上げとなるなど、駐輪場によって引き上げ額が大きく異なる理由を明らかにすべきである。 また、条例改正の趣旨には、「我孫子市が管理する自転車駐車場の令和5年度における受益者負担率は45.5%」とあるが、その根拠も明らかにすべきである。	金しやすいよう、12月で割り切れる料金に調整しています。 試算した結果、改定後の使用料が現在の使用料を大きく上回る場合は、急激な価格変動への経過措置として3,000円を上限にしました。 また、令和5年度における受益者負担率については別添資料のとおりです。
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できないため。	
1-2	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「受益者負担の適正化にあたっては、効率化等の経費節減、受益者増加に向けた積極的なPRや負担額徴収方法の工夫等、受益者負担の軽減努力も合わせて行っていきます。」との記載がある。 今回の改正に当たり、「効率化等の経費節減、受益者増加に向けた積極的なPRや負担額徴収方法の工夫等、受益者負担の軽減努力」としてどのようなことを行い、どのような効果が得られたのか明らかにすべきである。 特に、駐輪場の稼働率、現行の規模が適正か、業務委託の水準が適正か（月曜日から土曜日までの毎日、担当者を配置する必要があるのか）等について、どのような検討を行ったのか明らかにすべきである。 また、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第5条第2項には、「鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設	前回料金改定をした令和3年度以降に、屋内自転車駐車場の夜間勤務時間や人員の削減を実施しました。 また、令和6年度の一斉募集よりLINEによる申請を導入し、人件費の削減を図りました。 今後も業務の効率化に向け検討を進めるとともに、人件費を始めとする維持管理費の高騰を踏まえ、使用料の見直しを実施していきます。 なお、市では、すでに東我孫子駅を除く各駅に自転車駐車場を設置しており、現在、鉄道事業者と協議は行っていません。

		置する場合は、この限りでない。」とあるところ、鉄道用地の譲渡、貸付け等による使用料の低減を図るため、鉄道事業者にどのような協力を求めているのか明らかにすべきである。	
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できないため。	
1-3	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「基本的考え方を原則としつつも、他の同種の施設や周辺自治体等と著しい格差が生じる場合には、市民の理解と納得を得るため一定の調整を考慮します。」との記載がある。 今回の改正に当たり、他の同種の施設や周辺自治体等との差を調査したものと思いますが、その結果を明らかにすべきである。	近隣市との料金比較表については別添資料のとおりです。
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できないため。	
1-4	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「使用料にあつては、各施設の設置目的や推進すべき政策への貢献等を勘案した負担額の設定にも配慮する必要があります。」との記載がある。 今回の改正に当たり、どのような配慮を行ったのか明らかにすべきである。	自転車駐車場は、自転車を利用する市民の利便性を図るとともに、自転車の放置防止に資するため、設置されており、改定後の使用料が現在の使用料を大きく上回るときは、急激な価格変動への経過措置として 3,000 円を上限にしました。
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できないため。	
1-5	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「受益者負担の目的が、受益者と非受益者間の公費(税)負担の公平性、公正性を確保する観点からその受益に対して一定の負担を求めることにあるため、市外利用者や営利目的の利用者については、原則として割り増しの負担を設定します。」との記載がある。 今回の改正に当たり、市外利用者の割り増しは行っていないが、どのような経緯で行っていないのか明らかにすべきである。	近隣市では市外利用者の割り増しは行っていないため、本市でも割り増し料金は設定していません。
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できない	

	由	ため。																																																																																							
1-6	意見	条例改正の趣旨に記載のある「受益者負担のあり方に関する基本方針」には、「サービスの性質による分類は、既にいくつかの自治体で実践されており、「市場性と選択性」、「公共(行政)関与の必要性和収益性」などの観点に立ち、区分分類され、それを基に受益者の負担割合を決定しています。」との記載がある。 今回の改正に当たり、どのように負担割合を決定したのか、その決定過程と併せて明らかにすべきである。	「受益者負担のあり方に関する基本方針」の公共関与の必要性和収益性の判断基準に基づき、決定しました。 <table><tr><th colspan="2">公共関与の必要性</th></tr><tr><td>法定義務</td><td>なし</td></tr><tr><td>非競合性・非排除性</td><td>増える・拒める</td></tr><tr><td>セーフティーネット</td><td>でない</td></tr><tr><td>努力義務</td><td>努力義務である</td></tr><tr><td>市場性</td><td>余地あり</td></tr><tr><td>点数</td><td>4</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">収益性</th></tr><tr><td>受益者の特定</td><td>できる</td></tr><tr><td>セーフティー</td><td>でない</td></tr><tr><td>収益性</td><td>余地あり</td></tr><tr><td>点数</td><td>3</td></tr></table> 公共関与及び収益性の判定基準に基づく受益者負担割合 <table><tr><td>1</td><td></td><td>75%</td><td></td><td></td><td>100%</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td>50%</td><td></td><td>75%</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td>25%</td><td></td><td>50%</td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td>0%</td><td></td><td>25%</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>点数</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td></td><td>小</td><td>←</td><td>収 益 性</td><td>→</td><td>大</td><td></td></tr></table>	公共関与の必要性		法定義務	なし	非競合性・非排除性	増える・拒める	セーフティーネット	でない	努力義務	努力義務である	市場性	余地あり	点数	4	収益性		受益者の特定	できる	セーフティー	でない	収益性	余地あり	点数	3	1		75%			100%	2						3		50%		75%		4			●			5		25%		50%		6						7		0%		25%		8						点数	6	5	4	3	2	1		小	←	収 益 性	→	大	
	公共関与の必要性																																																																																								
法定義務	なし																																																																																								
非競合性・非排除性	増える・拒める																																																																																								
セーフティーネット	でない																																																																																								
努力義務	努力義務である																																																																																								
市場性	余地あり																																																																																								
点数	4																																																																																								
収益性																																																																																									
受益者の特定	できる																																																																																								
セーフティー	でない																																																																																								
収益性	余地あり																																																																																								
点数	3																																																																																								
1		75%			100%																																																																																				
2																																																																																									
3		50%		75%																																																																																					
4			●																																																																																						
5		25%		50%																																																																																					
6																																																																																									
7		0%		25%																																																																																					
8																																																																																									
点数	6	5	4	3	2	1																																																																																			
	小	←	収 益 性	→	大																																																																																				
	理由	条例（案）にある使用料の妥当性を判断できないため。																																																																																							

7 内容の修正について

今回寄せられたご意見による修正はありません。

8 担当 我孫子市役所 交通政策課 交通政策係

TEL：04-7185-1111（内線20-533）